令和７年

有害大気汚染物質の規制について

大気汚染防止法・さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく規制

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

大気汚染防止法では早急に抑制しなければならない有害大気汚染物質を指定物質として定め、その抑制を図っています。また、さいたま市生活環境の保全に関する条例では有害大気汚染物質の発生源周辺の局所的高濃度を防止するための規制を行っています。

１. 規制対象物質・施設

（１）大気汚染防止法（法附則第９項、施行令附則第３項、第４項）

有害大気汚染物質のうち、早急に抑制しなければならないものとして[表－１]の３物質を指定物質と定めています。また、指定物質を排出する施設として、指定物質排出施設（[表－２] 参照）を定めています。施設設置の届出義務はありません。

[表－１] 指定物質（大気汚染防止法施行令附則第３項）

指定物質名		
ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン

[表－２] 指定物質排出施設（大気汚染防止法施行令別表第６）

物質	番号	施設の種類	規制対象規模	備　　考
ベンゼン(注)	1	乾燥施設 （ベンゼンを蒸発させるもの）	送風機の送風能力 1,000 m^3/時以上	
	2	コークス炉	原料処理能力20t/日以上	
	3	蒸留施設 （ベンゼンの回収の用に供するもの）	すべて	常圧蒸留施設を除く
	4	脱アルキル反応施設 （ベンゼンの製造の用に供するもの）	すべて	密閉式のものを除く
	5	貯蔵タンク	タンク容量 500kL以上	
	6	反応施設 （ベンゼンを原料として使用するもの）	処理能力 1 t/時以上	密閉式のものを除く
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	7	乾燥施設（ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝを蒸発させるためのもの）	送風機の送風能力 1,000 m^3/時以上	
	8	混合施設 （ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの混合）	混合槽の容量 5 kL以上	密閉式のものを除く
	9	蒸留施設（ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの精製又は回収の用に供するもの）	すべて	密閉式のものを除く
	10	洗浄施設 （ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝによるもの）	空気に接する面の面積 3 m^2以上	ドライクリーニング機を除く
	11	ドライクリーニング機 （ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝによるもの）	処理能力 30 kg/回以上	

(注)ベンゼン：濃度が体積百分率六〇パーセント以上のもの

※届出義務はありません。

（２）さいたま市生活環境の保全に関する条例（条例第３６条第４号、施行規則第１７条、第２３条）

［表－３］に示す「有害大気汚染物質」を［表－４］に掲げる業種及び規模等に該当する工場又は事業場が対象となります。施設設置の届出義務はありません。

［表－３］　規制対象の有害大気汚染物質（さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第１７条）

項	物質名	項	物質名
1	アクリロニトリル	10	トリクロロエチレン
2	エチレンオキシド	11	ニッケル化合物
3	六価クロム化合物	12	ヒ素及びその無機化合物
4	クロロエチレン（塩化ビニル）	13	1,3-ブタジエン
5	クロロホルム	14	ベリリウム及びその化合物
6	1,2-ジクロロエタン	15	ベンゼン
7	ジクロロメタン	16	ホルムアルデヒド
8	水銀及びその化合物	17	マンガン及びその化合物
9	テトラクロロエチレン		

［表－４］　有害大気汚染物質の規制対象業種等※1

（さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第２３条）

業種		規模・従業員
1	金属鉱業	その年度において事業活動に伴い取り扱う「有害大気汚染物質」のいずれかの質量※2 **500kg 以上** かつ 常時使用する従業員数 **21人以上**
2	原油及び天然ガス鉱業	
3	製造業	
4	電気業	
5	ガス業	
6	熱供給業	
7	下水道業	
8	鉄道業	
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するもの）	
10	石油卸売業	
11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質の回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すもの）	
12	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するもの）	
13	燃料小売業	
14	洗濯業	
15	写真業	
16	自動車整備業	
17	機械修理業	
18	商品検査業	
19	計量証明業（一般計量証明業を除く）	
20	一般廃棄物処理業（ごみ処分業）	
21	産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む）	
22	医療業	
23	高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く）	
24	自然科学研究所	

※１　届出義務はありません。

※２　六価クロム化合物にあってはクロム、水銀及びその化合物にあっては水銀、ニッケル化合物にあってはニッケル、ヒ素及びその無機化合物にあってはヒ素、ベリリウム及びその化合物にあってはベリリウム、マンガン及びその化合物にあってはマンガンの質量とします。

２. 抑制基準・規制基準

（１）大気汚染防止法（法附則第９項、平成９年２月６日環境庁告示第５号、第６号）

指定物質排出施設の排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる指定物質の量の許　容限度（抑制基準）が定められています。［表－５］

［表－５］　指定物質抑制基準（平成９年環境庁告示第５、第６号）

物質	番号	施設の種類	規　模（排出ガス量 m^3/時）	指定物質抑制基準(mg/m^3) H9.4.1以前設置	指定物質抑制基準(mg/m^3) H9.4.2以後設置
ベンゼン	1	乾燥施設	3,000以上	100	50
			1,000以上3,000未満	200	100
	2	コークス炉	－	100※1	100
	3	蒸留施設	1,000以上	200	100
	4	脱アルキル反応施設※2	－	100	50
	5	貯蔵タンク	－	1,500※3	600
	6	反応施設※2	3,000以上	100	50
			1,000以上3,000未満	200	100
テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン	7	乾燥施設	－	500	300
	8	混合施設	－	500	300
	9	蒸留施設（精製・回収）	－	300	150
	10	洗浄施設	－	500	300
	11	ドライクリーニング機（密閉式のものを除き、テトラクロロエチレンによるもの）	－	500	300

※１　開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く
※２　排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く
※３　浮屋根式のものを除外。容量1,000kL以上のものに適用

（２）さいたま市生活環境の保全に関する条例（条例第３７条、施行規則第２２条、第２３条、第４１条）

敷地の境界線上での許容限度（敷地境界基準）が定められています。［表－６］
また、その測定方法は［表－７］のとおりです。

［表－６］　有害大気汚染物質の敷地境界基準（さいたま市生活環境の保全に関する条例規則別表第５）

項	有害大気汚染物質の種類	許容限度 (mg/m^3)	備考
1	アクリロニトリル	0.15	
2	エチレンオキシド	0.061	
3	六価クロム化合物	0.0017	クロム及びその化合物をクロムとして
4	クロロエチレン	0.22	
5	クロロホルム	1.7	
6	1,2-ジクロロエタン	1.4	
7	ジクロロメタン	5.8	
8	水銀及びその化合物	0.00085	水銀として
9	テトラクロロエチレン	5.8	
10	トリクロロエチレン	4.6	
11	ニッケル化合物	0.034	ニッケル及びその化合物をニッケルとして
12	ヒ素及びその無機化合物	0.00011	ヒ素及びその化合物をヒ素として
13	1,3-ブタジエン	0.15	
14	ベリリウム及びその化合物	0.000068	ベリリウムとして
15	ベンゼン	0.11	
16	ホルムアルデヒド	0.021	
17	マンガン及びその化合物	0.011	マンガンとして

※許容限度は、温度が２０℃であって圧力が１気圧の状態に換算した大気１立方メートルに含まれる量で、原則として３０分間値とする。

［表－７］　**有害大気汚染物質の測定方法**（さいたま市生活環境の保全に関する条例規則別表第５）

<table>
<tr><td>測定場所</td><td>場所　工場又は事業場の敷地の境界線上　　高さ　地上１．５ｍ
※当該測定場所において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地の境界線上又は境界線以遠の適切な地点において測定できる。</td></tr>
<tr><td>測定方法</td><td>以下に定める方法 又は JIS-K0804 の検知管式測定器による。
<table>
<tr><th>有害大気汚染物質の種類</th><th>測定方法</th></tr>
<tr><td>アクリロニトリル、クロロエチレン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン</td><td>キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法</td></tr>
<tr><td>エチレンオキシド</td><td>捕集管を用いて2-ブロモエタノールとして採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法</td></tr>
<tr><td>六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物</td><td>ハイボリウムエアサンプラーにより採取した試料を原子吸光分析計、誘導結合プラズマ質量分析計若しくは誘導結合プラズマ発光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法</td></tr>
<tr><td>水銀及びその化合物</td><td>捕集管を用いて金アマルガムとして採取した試料を原子吸光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性状を有すると認められる方法</td></tr>
<tr><td>ホルムアルデヒド</td><td>捕集管を用いてヒドラゾン誘導体として採取した試料を高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ若しくはガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能と認められる方法</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

３. 測定

（１）大気汚染防止法

指定物質の排出量の測定義務はありません。

（２）さいたま市生活環境の保全に関する条例（条例第５８条、施行規則第４１条）

使用している有害大気汚染物質の濃度測定を、6月を超えない作業期間ごとに1回以上行い、その結果を記録し、３年間保存しなければなりません。

４. 改善勧告・命令等

（１）大気汚染防止法（法附則第１０項）

市長は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、指定物質抑制基準を勘案して、指定物質の排出又は飛散の抑制について、必要な勧告をすることができます。

（２）さいたま市生活環境の保全に関する条例（条例第４７条第１項、第２項）

市長は、敷地境界基準を遵守していないと認めるとき、改善等を勧告し、この勧告に従わない場合は、改善又は施設の一時停止を命令することができます。命令に従わない者等は、罰則の対象になります。

【参考】

環境省は「指定物質」以外に、以下の物質を有害大気汚染物質等に選定し、調査・検討を進めています。（これらには抑制基準などは定められていません。）（平成２２年１０月１５日環水大総発第101015002号環水大大発第101015004号にて変更されました。）

① 有害大気汚染物質に該当する（又は該当する可能性がある）物質（２４８物質　［表－８］）

② 有害大気汚染物質（優先取組物質２３物質［表－９］）

表－８　有害大気汚染物質に該当する（又は該当する可能性がある）物質（２４８物質）

物　質　名　（和　名）		
1 亜鉛及びその化合物	54 p-クロロニトロベンゼン(別名：p-ニトロクロロベンゼン)	106 臭素化ビフェニル（臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。）
2 アクリルアミド	55 (RS)-1-p-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名：テブコナゾール)	107 臭素酸の水溶性塩
3 アクリル酸エチル	56 2-クロロプロピオン酸	108 水銀及びその化合物
4 アクリル酸2-ヒドロキシエチル	57 クロロベンゼン	109 水素化テルフェニル
5 アクリル酸メチル	58 クロロホルム	110 有機スズ化合物
6 アクリロニトリル	59 3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	111 スチレン
7 アクロレイン	60 コバルト及びその化合物	112 セレン及びその化合物
8 アセトアルデヒド	61 酢酸ビニル	113 ダイオキシン類
9 アセトニトリル	62 酢酸2-メトキシエチル(別名：エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	114 タリウム及びその化合物
10 o-アニシジン	63 酸化エチレン(別名：エチレンオキシド)	115 チオ尿素
11 アニリン	64 酸化プロピレン(別名：1,2-エポキシプロパン)	116 チオフェノール
12 3-アミノ-1H-1,2,4トリアゾール(別名：アミトロール)	65 シアナミド	117 チオりん酸O,O-ジエチル-O-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名：ダイアジノン）
13 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	66 2,4-ジアミノアニソール	118 チオりん酸O,O-ジメチル-O-（3-メチル-4-ニトロフェニル）（別名：フェニトロチオン又はMEP）
14 アンチモン及びその化合物	67 4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	119 デカブロモジフェニルエーテル
15 3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	68 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	120 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デカン（別名：ヘキサメチレンテトラミン）
16 イソブチルアルデヒド	69 2-(ジエチルアミノ)エタノール	121 1,1,2,2-テトラクロロエタン
17 イソプレン	70 四塩化炭素	122 テトラクロロエチレン
18 4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名：ビスフェノールA)	71 1,4-ジオキサン	123 2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン
19 N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名：フェナミホス)	72 1,3-ジオキソラン	124 テトラヒドロメチル無水フタル酸
20 イソプロペニルベンゼン(別名：α-メチルスチレン)	73 シクロヘキシルアミン	125 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名：チウラム又はチラム）
21 インジウム及びその化合物	74 1,2-ジクロロエタン	126 テレフタル酸
22 インデノ[1,2,3-c,d]ピレン	75 1,1-ジクロロエチレン（別名：塩化ビニリデン）	127 テレフタル酸ジメチル
23 2-エチルヘキサン酸	76 cis-1,2-ジクロロエチレン	128 銅及びその化合物
24 エチルベンゼン	77 trans-1,2-ジクロロエチレン	129 トリエチルアミン
25 エチレンイミン	78 ジクロロ酢酸	130 トリエチレンテトラミン
26 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名：酢酸2-エトキシエチル)	79 1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	131 1,1,2-トリクロロエタン
27 エチレンジアミン	80 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	132 トリクロロエチレン
28 エチレンジアミン四酢酸	81 1,2-ジクロロプロパン	133 トリクロロ酢酸
29 2-エトキシエタノール(別名：エチレングリコールモノエチルエーテル)	82 ジクロロブロモメタン（別名：ブロモジクロロメタン）	134 2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン
30 エピクロロヒドリン	83 o-ジクロロベンゼン	135 2,4,6-トリクロロフェノール
31 1,2-エポキシブタン	84 p-ジクロロベンゼン	136 1,2,3-トリクロロプロパン
32 2,3-エポキシ-1-プロパノール	85 ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）	137 1,2,4-トリクロロベンゼン
33 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	86 ジニトロトルエン	138 o-トリジン（別名：3,3'-ジメチルベンジジン）
34 塩化アリル（別名：3-クロロプロペン）	87 1,6-ジニトロピレン	139 1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン
35 塩化第二鉄	88 1,8-ジニトロピレン	140 トルイジン
36 塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	89 ジビニルベンゼン	141 トルエン
37 塩化ビニルモノマー(別名：クロロエチレン、塩化ビニル)	90 ジベンゾ[a,h]アクリジン	142 トルエンジアミン
38 塩化ベンジル(別名：ベンジル=クロリド)	91 ジベンゾ[a,j]アクリジン	143 トルエンジイソシアネート（別名：トリレンジイソシアネート）
39 塩化メチル(別名：クロロメタン)	92 ジベンゾ[a,h]アントラセン	144 ナフタレン
40 1-オクタノール	93 7H-ジベンゾ[c,g]カルバゾール	145 1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート
41 カテコール(別名：ピロカテコール)	94 ジベンゾ[a,e]ピレン	146 二塩化酸化ジルコニウム
42 ε-カプロラクタム	95 ジベンゾ[a,h]ピレン	147 二臭化エチレン（別名：1,2-ジブロモエタン又はEDB）
43 キシレン	96 ジベンゾ[a,i]ピレン	148 ニッケル及びその化合物
44 キノリン	97 ジベンゾ[a,l]ピレン	149 o-ニトロアニソール
45 銀及びその化合物	98 N,N-ジメチルアセトアミド	150 o-ニトロアニリン
46 グリオキサール	99 2,6-ジメチルアニリン	151 N-ニトロソジエチルアミン
47 クリセン(別名：ベンゾ[a]フェナントレン)	100 ジメチルアミン	152 N-ニトロソジ-n-ブチルアミン
48 グルタルアルデヒド	101 ジメチルジスルフィド	153 N-ニトロソジ-n-プロピルアミン
49 クロム及びその化合物	102 ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート（別名：トリクロルホン又はDEP）	154 N-ニトロソジメチルアミン
50 クロロアニリン	103 1,1-ジメチルヒドラジン	155 N-ニトロソ-n-メチル尿素
51 クロロ酢酸	104 3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート	156 N-ニトロソモルホリン
52 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	105 N,N-ジメチルホルムアミド	157 o-ニトロトルエン
53 クロロジブロモメタン(別名：ジブロモクロロメタン)		

物　　質　　名　　（和　名）		
158 1-ニトロピレン	190 フタル酸n-ブチル=ベンジル	225 マンガン及びその化合物
159 3-ニトロフルオランテン	191 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	226 無水マレイン酸
160 2-ニトロフルオレン	192 ブチルヒドロキシアニソール（別名：BHA）	227 メタクリル酸
	193 tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	228 メタクリル酸2,3-エポキシプロピル
161 3-ニトロベンズアントロン	194 フッ化物（水溶性無機化合物に限る）	229 メタクリル酸メチル
162 ニトロベンゼン	195 2-ブテナール	230 N-メチルアニリン
163 ニトロメタン	196 フラン	231 メチルアミン
164 二硫化炭素	197 フルオランテン	232 N-メチルカルバミン酸1-ナフチル（別名：カルバリル又はNAC）
165 ノニルフェノール	198 フルオレン	233 N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル（別名：フェノブカルブ又はBPMC）
166 バナジウム及びその化合物	199 2-プロピン-1-オール	234 3-メチルチオプロパナール
167 5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-（2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	200 1-ブロモプロパン	235 1-メチルナフタレン
168 1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	201 2-ブロモプロパン	236 2-メチルナフタレン
169 ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛（別名：ジラム）	202 ブロモホルム（別名：トリブロモメタン）	237 4,4'-メチレンジアニリン
170 ヒ素及びその化合物	203 ブロモメタン（別名：臭化メチル）	238 4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)（別名：3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン）
171 ヒドラジン	204 ヘキサクロロベンゼン	239 メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート
172 ヒドロキノン	205 ヘキサメチレンジアミン	240 メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)（別名：メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート）
173 4-ビニル-1-シクロヘキセン	206 ヘキサメチレン=ジイソシアネート	241 2-メトキシエタノール（別名：エチレングリコールモノメチルエーテル）
174 2-ビニルピリジン	207 ヘキサン（別名：n-ヘキサン）	242 2-メルカプトイミダゾリン（別名：エチレンチオウレア、2-イミダゾリジンチオン）
175 N-ビニル-2-ピロリドン	208 ベリリウム及びその化合物	243 モリブデン及びその化合物
176 ビフェニル	209 ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	244 モルホリン
177 ピペラジン	210 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名：PFOS）	245 りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名：ジクロルボス又はDDVP）
178 ピリジン	211 ベンゼン	246 リン酸トリス(クロロエチル)（別名：りん酸トリス(2-クロロエチル)）
179 ピレン	212 1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	247 リン酸トリス(2, 3-ジブロモプロピル)
180 フェニルヒドラジン	213 ベンゾ[a]アントラセン	248 りん酸トリトリル
181 2-フェニルフェノール	214 ベンゾトリクロライド（別名：ベンジリジン=トリクロリド）	
182 N-フェニルマレイミド	215 ベンゾ[a]ピレン	
183 フェニレンジアミン	216 ベンゾ[e]ピレン	
184 p-フェネチジン	217 ベンゾ[b]フルオランテン	
185 フェノール	218 ベンゾ[j]フルオランテン	
186 1,3-ブタジエン	219 ベンゾ[k]フルオランテン	
187 フタル酸ジアリル	220 ペンタクロロベンゼン	
188 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル（別名：フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)）	221 ほう素化合物	
189 フタル酸ジブチル（別名：フタル酸ジ-n-ブチル）	222 ポリ塩化ナフタレン	
	223 ポリ塩素化ビフェニル（別名：PCB、ポリ塩化ビフェニル）	
	224 ホルムアルデヒド	

（注）リストへの掲載に際しては類似の物質はできるだけまとめて記述しています。（～類、～化合物）

表－９　有害大気汚染物質（優先取組物質：２３物質）

物　　質　　名（和　名）		
1 アクリロニトリル	9 1,2 ジクロロエタン	17 ヒ素及びその化合物
2 アセトアルデヒド	10 ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）	18 1,3-ブタジエン
3 塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン）	11 水銀及びその化合物	19 ベリリウム及びその化合物
4 塩化メチル（別名：クロロメタン）	12 ダイオキシン類	20 ベンゼン
5 クロム及び三価クロム化合物	13 テトラクロロエチレン	21 ベンゾ[a]ピレン
6 六価クロム化合物	14 トリクロロエチレン	22 ホルムアルデヒド
7 クロロホルム	15 トルエン	23 マンガン及びその化合物
8 酸化エチレン（別名：エチレンオキシド）	16 ニッケル化合物	

５.問い合わせ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課
〒330-9588　　さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電話　048(829)1330
FAX　048(829)1991